

## 大津市企業局建設工事等に係る入札参加者の選定基準

### 1 趣旨

この基準は、建設工事の適正な施工の確保と公正な発注を行うため、大津市企業局が発注する水道、下水道及びガスの建設工事等についての契約に係る入札に参加する者の選定等に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 水道及び低圧ガスの管布設工事（以下「管布設工事」という。）を施工する者（以下「管布設工事業者」という。）の条件

- (1) 大津市に建設工事入札参加申請書を現に提出しており、入札参加希望業種のうち土木一式工事及び給排水冷暖房工事に登録されていること。
- (2) 大津市企業局に管布設工事入札参加資格確認申請書を現に提出し、資格の確認を受けていること。
- (3) 水道の管布設工事業者は、建設業法に基づく水道施設工事業及び管工事業の許可を有し、かつ、水道の管布設工事を主たる業務としていること。また、低圧ガスの管布設工事業者は、建設業法に基づく土木一式工事業及び管工事業の許可を有すること。
- (4) 水道の管布設工事業者は、別表 1 第 1 項に規定する実績及び技術者を有し、また、低圧ガスの管布設工事業者は、同表第 2 項に規定する技術者を有していること。
- (5) 水道の管布設工事業者は、市内に本社又は本店（以下「本社等」という。）を有し、かつ、その本社等が給水装置工事業者として本市の指定を受けていること。ただし、市内に本社等を有さない場合であっても、給水装置工事業者として本市が指定した事業所を市内に有し、かつ、本社等が当該事業所に入札、契約等に関する権限を委任している場合を含む。また、低圧ガスの管布設工事業者は、第 1 種指定ガス工事店として本市の指定を受けていること。

### 3 管布設工事に係る発注基準

- (1) 発注基準は、設計金額による区分を設け、これに対応する建設業法に規定する経営事項審査における総合評定値を用いた値により資格範囲を設定するものとし、水道及び低圧ガスの各施工並びに水道及び低圧ガスの共同施工（以下、「共同施工」という。）となる管布設工事について、それぞれ設定するものとする。
- (2) 発注基準に定める値の算定に用いる総合評定値は、審査対象となる管布設工事業者が本市に提出した建設工事入札参加申請書に添付した経営規模等評価結果通知書に記載されている総合評定値とし、対象となる建設工事の種類及び値の算定については次のとおりとする。ただし、算定された値の小数第 1 位以下の端数が生じたときはこれを切り上げる。
  - ア 水道の管布設工事に係る発注基準は、水道施設工事及び管工事の平均値とする。
  - イ 低圧ガスの管布設工事に係る発注基準は、土木一式工事及び管工事の平均値とする。
  - ウ 共同施工の管布設工事に係る発注基準は、水道施設工事、土木一式工事及び管工事の平均値とする。
- (3) 発注基準は、企業局建設工事等契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）において定めるものとする。

### 4 管布設工事に係る受注希望型指名競争入札

- (1) 受注希望型指名競争入札の対象となる管布設工事は、設計金額が 200 万円を超え 10 億円以下のものとする。ただし、一般競争入札及び随意契約の対象となる管布設工事は除く。
- (2) 受注希望型指名競争入札は、大津市入札情報公開システム及び企業局契約管財課において、発注工事に関する内容を記載した入札案内の公表を行い、入札参加希望者を募るものとする。

(3) 管理者は、入札参加希望者から参加申込があった場合には、速やかに参加資格を審査し、資格を有する者に対して指名の通知を行うものとする。なお、参加資格を有しない場合には、非指名の通知を行うものとする。

(4) 上記のほか特に必要があるときには、契約審査委員会に諮り、受注希望型指名競争入札を行うことができる。

#### 5 管布設工事に係る一般競争入札

(1) 開発者が開発事業地域内で給配水施設工事を自主施工する場合において同事業地域内で単独施工する低圧ガス管布設工事については、一般競争入札を行うものとする。

(2) 開発事業地域外で施工する供給申請に伴うガス本支管布設工事については、一般競争入札を行うものとする。

(3) 配水管未整備地域に対する給水申請に伴う配水管の布設工事については、一般競争入札を行うものとする。

(4) 上記のほか特に必要があるときには、契約審査委員会に諮り、一般競争入札を行うことができる。

#### 6 管布設工事に係る随意契約

(1) 開発者が開発事業地域内で給配水施設工事を自主施工する場合において同事業地域内で共同施工する低圧ガス管布設工事については、随意契約を行うものとする。

(2) 上記のほか特に必要があるときには、契約審査委員会に諮り、随意契約を行うことができる。

#### 7 管布設工事以外の建設工事等に係る入札

管布設工事以外の建設工事等については、大津市建設工事指名競争入札参加者の選定基準及び大津市建設工事受注希望型指名競争入札実施要領の規定の例による。ただし、企業局の特殊性により、これらによることができない場合には、契約審査委員会に諮り、決定するものとする。

#### 8 応急又は特殊工事等

特に緊急を要する工事については、前項までの規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。また、特殊の技術又は機械を必要とする工事等については、前項までの規定にかかわらず、契約審査委員会に諮り、業者を選定することができるものとする。

#### 9 共同企業体

工事の円滑な遂行と市内業者の施工能力の向上を図るため、大規模工事等について、共同企業体により、工事等を請け負わすことができるものとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年6月1日から施行する。

(大津市企業局建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定基準の廃止)

2 大津市企業局建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定基準(平成13年7月1日施行)は廃止する。

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

3 志賀町の区域の編入の日(平成18年3月20日)の前日に、旧志賀町において、「志賀町建設工事指名競争入札参加者の格付および選定基準」により、水道施設工事の業種において格付されていた者(以下「旧志賀町業者」という。)は、平成20年3月31日までの間、工事場所が旧志賀町の給水区域内となる水道管布設工事(以下「旧志賀町域工事」という。)の指名を受ける場合に限り、別表1第1項に規定する工事实績を有しているものとみなす。

4 旧志賀町業者は、平成19年3月31日までの間、旧志賀町域工事の指名を受ける場合に限り、

別表 1 第 1 項に規定する技術者を有しているものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大津市企業局建設工事等に係る入札参加者の選定基準別表第 2 項に規定する工事实績は、改正後の大津市企業局建設工事等に係る入札参加者の選定基準別表第 2 項に規定する工事实績とみなす。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1 水道の管布設工事にあつては、前年度以前の 3 年間に於いて、地方公共団体が発注し直接に請け負った配水管布設工事の実績、又は、給水装置工事事業者として本市の指定を受けて、前年度以前の 2 年以上に於いて本市内における配水管から分岐して給水管を設けた工事の実績を有していること、かつ、給水装置工事主任技術者及び配水管から分岐して給水管を設ける作業を適切に行うことができる技能を有する者（以下「技能者」という。）を各 2 名以上有していること。ただし、同一人が給水装置工事主任技術者と技能者を兼ねることはできるものとする。

なお、配水管から分岐して給水管を設ける作業を適切に行うことができる技能を有する者とは、公益財団法人給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能検定会の全国標準検定合格者、(財)

給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能者講習会修了者、(社)日本水道協会滋賀県支部の技術者の認定に関する規定に基づく水道技能者、または大津市が配管技能に関する技術を有すると認めた水道技能者をいう。

- 2 低圧ガスの管布設工事にあつては、大津市指定ガス工事店規程に規定する外管責任技術者1名以上及び外管工事士3名以上を有していること。ただし、同一人が外管責任技術者と外管工事士を兼ねることはできないものとする。